

入 札 説 明 書

入札参加者 殿

県立日南病院事務部総務課

宮崎県が行う県立日南病院 1 号非常用発電機精密点検整備に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 8 年 1 0 月 2 6 日

2 競争入札に付する事項

- (1) 修繕件名 県立日南病院 1 号非常用発電機精密点検整備
- (2) 修繕内容 1 号非常用発電機（1 0 0 0 K V A）の分解点検整備
- (3) 修繕場所 県立日南病院
日南市木山 1 丁目 9 番 5 号
- (4) 修繕期限 契約締結の日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

3 契約に係る特約事項

- (1) 県は、上記 2 の (4) の修繕期限内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に修繕業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 2 3 年宮崎県条例第 1 8 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 修繕契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が (ア) から (エ) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア) から (エ) までのいずれかに該当する者を修繕契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ) に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠

償の責めを負わないものとする。

4 担当部局

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

5 入札説明書等の閲覧等

- (1) 県立日南病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日まで閲覧に供する。

ア 入札公告の写し

イ 入札説明書

ウ 県立日南病院1号非常用発電機精密点検整備修繕仕様書

エ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料

- (2) 入札説明書等は、県立日南病院ホームページ [<https://www.nichinan-kenbyo.jp>] にダウンロードできる形式で掲載するものとする。

6 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

7 仕様書に関する質問及び閲覧

- (1) 質問の受付期間

令和8年10月26日から令和8年11月2日午後5時まで

- (2) 受付場所及び方法

県立日南病院 総務課整備担当へファクシミリ又は電子メールで送付すること。

県立日南病院FAX : 0987(23)5142

県立日南病院アドレス : nichinan-hp@pref.miyazaki.lg.jp

- (3) 回答の閲覧

質問書に対する回答は、県立日南病院ホームページに次の期間掲載することにより行う。

ア 閲覧場所

県立日南病院ホームページ

[県立日南病院ホームページ : <https://www.nichinan-kenbyo.jp>]

イ 閲覧期間

令和8年11月10日まで

- (4) その他

受付期間内に到着しなかった質問、ファクシミリ及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

8 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所

4に同じ

- (2) 入札書受付期間

令和8年11月4日から令和8年11月10日午後5時まで

- (3) 入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。

- (4) 提出方法

送付(送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。11月10日必着とする。)又は持参により提出するものとする。

(5) 入札書の記載方法

- ア 1 回目の入札書の日付は、入札書受付期間の日付を記入すること。 1 回目の入札書は代表者の押印とすること。
- イ 入札金額は、別添修繕仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「1 1 月 1 1 日開封《県立日南病院 1 号非常用発電機精密点検整備》の入札書在中」と記載し、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の封皮には「1 1 月 1 1 日開封《県立日南病院 1 号非常用発電機精密点検整備》の入札書在中」と記載すること。
- エ 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印すること（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用する。ただし、入札書の表記金額や明らかに異なる物件名等については訂正できない。）
- オ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

9 開札

開札は、入札者又はその代理人 1 名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

10 落札者の決定

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で失格又は無効とされた者を除く最低価格で入札した者を落札者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が 2 人以上いる場合においては、当該価格で入札した者によるくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

11 再度の入札

- (1) 予定価格を入札前に公表していない入札において、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 再度の入札において、代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第 2 号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印しておかなければならない。
- (3) 初度の入札において、失格又は無効とされた者は、再度の入札に参加できない。
- (4) 再度の入札の回数は、1 回とする。
- (5) 再度の入札の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記入すること。
- (6) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (7) 再度の入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。

- (8) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、予定価格超過者のうち最低入札価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。

なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13 入札の無効

規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) この説明書及び入札公告等の規定に違反した者のした入札

(3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

14 その他

(1) この競争入札の落札者は、落札決定の日から起算して7日以内に契約を結ばなければならない。

(2) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記12の(2)を確認する書類を契約の日までに提出すること。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。